

## 大きな声や強い呼気を発する活動に関する指針

令和2年7月1日

公益財団法人河内長野市文化振興財団

本指針は、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における、「感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある」との提言を踏まえ、河内長野市立文化会館及び河内長野市立市民交流センターにおいて、現在中止している以下の活動を再開していくために必要な方策を定めるものです。

### 1. 対象となる活動

合唱、歌唱、詩吟、カラオケ、吹奏楽等の飛沫や強い呼気を拡散する活動

### 2. 実施するための方法

手洗い・手指消毒・参加者の体調確認及び施設内でのマスク着用や咳エチケットの励行は基本として、「密閉」、「密集」、「密接」の所謂「三密」を避けるものとします。

(1) ラブリーホール大・小ホール、キックスイベントホール（面積 100 m<sup>2</sup>以上、高さ 5m 以上の場所）

- ① 発声者・演奏者は相互に 1.5m 以上の間隔を空けてください。
- ② 発声・演奏により飛沫の飛散する方向には人が重ならないようにしてください。但し、飛沫の飛散する方向に 5 m 以上の間隔を確保するか同等の効果のある飛散防止措置（フェイスシールド、衝立、カーテン等）を講じる場合は可能とします。
- ③ 使用後の飛沫飛散防止対策物の取り扱い方法についての認識を共有し、その取り扱いには十分に注意してください。
- ④ 観客（聴衆）がいる場合は、発声・演奏者から 5 m（飛沫防止措置を講じる場合は 2 m）以上の距離を確保してください。
- ⑤ 発声・演奏の前後はマスクを着用し、飛沫の飛散範囲内へ立ち入る場合は十分に注意し、手洗いや手指消毒を十分に行ってください。
- ⑥ 楽器等の共用備品等を利用する場合は、利用前後に手洗いや手指消毒を十分に行ってください。
- ⑦ 準備・片付けや休憩時間など、開放可能な扉や窓を開放し換気に努めてください。
- ⑧ これらの措置を行ったうえで、発声中や演奏中にマスクの着用が困難な場合を除き常にマスクは着用してください。
- ⑨ その他、飛沫飛散防止対策について、事前に施設管理者と十分に協議を行い、その指示に従ってください。

(2) その他の場所

- ① 発声者・演奏者は相互に 1.5m以上の間隔を空けてください。
- ② 飛沫の飛散方向への飛散防止対策（フェイスシールド、衝立、カーテン等の内最低 1 種類）を講じてください
- ③ 使用後の飛沫飛散防止対策物の取り扱い方法についての認識を共有し、その取扱いには十分に注意してください。
- ④ 観客（聴衆）がいる場合は、上記の飛散防止措置を行ったうえで 2 m以上の距離を確保してください。
- ⑤ 発声・演奏の前後はマスクを着用し、飛沫の飛散範囲内へ立ち入る場合は十分に注意し、手洗いや手指消毒を十分に行ってください。
- ⑥ 楽器等の共用備品等を利用する場合は、利用前後に手洗いや手指消毒を十分に行ってください。
- ⑦ 準備・片付けや休憩時間など、開放可能な扉や窓を開放し換気に努めてください。
- ⑧ これらの措置を行ったうえで、発声中や演奏中にマスクの着用が困難な場合を除き常にマスクを着用してください。
- ⑨ その他、飛沫飛散防止対策について、事前に施設管理者と十分に協議を行い、その指示に従ってください。

本指針は、各種団体等が自主的な感染予防のために取り組みを進めるために作成した業種や活動内容、施設別のガイドラインに基づき、必要に応じて改定する場合があります。